

令和6年度介護報酬の改定に伴う加算等の届出の取扱いについて
(令和6年4月1日適用分)

令和6年度介護報酬の改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出の取扱いは、次のとおりですので、ご注意ください。

- 1 届出が必要な事業所
 - ・令和6年4月1日から創設される加算（以下「新規の加算」という。）を算定する場合
（既存の加算に変更がある場合も含む）
 - ・現在算定中の加算を変更する場合
 - ・規模区分（通所系サービス）に変更がある場合
- 2 届出書類（厚生労働省から発出がありましたら追ってお知らせいたします）
 - ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
 - ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（令和6年4月版）
- 3 添付書類
 - ・新規の加算については現時点では未定です。3月中旬以降、県（中核市）のホームページに掲載する予定です。
 - ・既存の加算については、各加算ごとに必要な書類を提出してください。
- 4 届出書の提出期限
 - ・**令和6年4月1日適用分の介護報酬算定に係る届出の提出期限は、令和6年4月8日まで**猶予されます。
 - ・新規の加算だけではなく既存の加算（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は除く）についても変更がある場合（新たに算定を開始する場合を含む）は、4月8日を提出期限とします。
 - ・介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については**令和6年4月15日**が提出期限となりますので御留意ください。
- 5 提出先 群馬県介護高齢課（群馬県から指定を受けた事業所のみ）
前橋市介護保険課、高崎市長寿社会課
（前橋市、高崎市から指定を受けた事業所の場合）
- 6 加算に関する問い合わせ等について
 - ・厚生労働省等が公開している関連資料を十分ご確認の上、お問い合わせください。
 - ・群馬県所管の事業所様につきましては、お問合せの際は**県ホームページ上の専用フォーム（電子申請）（令和6年報酬改定問い合わせフォーム）**をご利用ください。
 - ・専用フォーム以外（電話、FAXなど）の御質問については回答をお断りする場合がありますので御注意ください。
 - ・質問内容により個別回答又は県ホームページ等での回答を予定しています。
※回答までに時間を要することがありますので、あらかじめご容赦ください。
- 7 留意事項
 - ・届出書の提出後に、今後示される厚生労働省の通知等により、追加の書類等を求める場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
 - ・加算を算定する場合は、利用者にその旨を説明し、同意を得るようにして下さい。
 - ・令和6年5月以降に新たに加算等を算定する場合又は加算等の内容が変わる場合の届出については、通常どおり（次ページ表参照）ですのでご注意ください。

| サービスの種類 | 提出期限 | 指定権者 | 提出先 |
|----------------------------------------------------------|----------------------|------|----------------------|
| 訪問・通所サービス、 居宅療養管理指導、 福祉用具貸与 | 加算等の算定を開始する月の前月15日まで | 県 | 事業所の所在地を管轄する各保健福祉事務所 |
| | | 中核市 | 中核市担当課 |
| 短期入所生活介護（単独） 特定施設入居者生活介護 | 加算等の算定を開始する月の初日まで | 県 | 事業所の所在地を管轄する各保健福祉事務所 |
| | | 中核市 | 中核市担当課 |
| 介護老人福祉施設 ※併設型短期入所生活介護を含む | 加算等の算定を開始する月の初日まで | 県 | 介護高齢課福祉施設係 |
| | | 中核市 | 中核市担当課 |
| 介護老人保健施設 介護医療院 ※併設型短期入所療養介護を含む ※併設通所リハビリテーション含む | 加算等の算定を開始する月の初日まで | 県 | 介護高齢課 保健居住施設係 |
| | | 中核市 | 中核市担当課 |

※地域密着型サービス、居宅介護支援、総合事業に関する届出は各市町村にお問い合わせください。